

「子どもの権利条例起草委員会整理案」についての
4/25 児童福祉専門分科会での議論内容

(1 案) 青森市子どもの最善の利益を保障する子どもの権利基本条例

* 子どもの成長・教育に関する法律として「教育基本法」があるように、青森市における子ども施策に関する基本を権利保障という形で方向づける性格の条例という意味で「基本条例」という名称とした。

(2 案) 青森市子どもの最善の利益原則に基づく権利保障条例

* 子どもの権利保障の在り方について、子どもの最善の利益の確保の原則が中核にあることを明記した名称。

【4/25 児童福祉専門分科会での意見】条例の名称について

(3 案)として、「子どもと共によりよく育ち合うための権利に関する青い森条例」はどうか。

- ・大人と子どもとの関係において相互作用しあいながらお互いに育ち合うということを明記する。
- ・最善というとベストでなければだめな感じがするが、よりベターなものという意味で考えると、「よりよく育ち合う」という表現がいいのではないか。
- ・表現を和らげるという意味では、「青い森条例」などは市民としても非常に聞きやすいし、親しみやすいものになる。
- ・「育ち合う」というあえて耳障りな言葉を使い、それに解説を加えるということであればインパクトがある。

その他の意見

- ・条例の名称については、本体がまとまってから決めても遅くないと思う。
- ・1 案、2 案について、堅い感じがするが。
- ・いろんな要素を取り入れると、名称が長くなってしまいますので、遠野市のわらすっこ条例のような親しみの持てる名前のほうがいい。様々な要素を盛り込むのであれば、サブタイトル的なものをつければいい。
- ・条例の名称だけですべてを表現するのは難しいので、それについては前文に書き込めばいい。

目次

前文

第 1 章 総則

第 2 章 子どもの権利の普及

第 3 章 子どもにとって大切な権利

第 4 章 生活の場における権利の保障

家庭における権利の保障

育ち学ぶ施設における権利の保障

地域における権利の保障

参加・意見表明の機会の保障

子どものそれぞれの状況に応じた権利の保障

子どもの育ちや成長にかかわる大人への支援

第 5 章 子どもの権利の侵害からの救済

第 6 章 施策の推進

第 7 章 子どもの権利の保障の検証

第 8 章 雑則

附則

前文

子どもは親や家族にとってかけがえのない存在であると同時に、その生まれ育っている地域（まち）と国の将来を担う市民として貴重な宝物です。人格の完成に向かって成長する過程にある子どもも、その発達段階に応じて自らの意思に基づき権利を有し行使する主体であることはまちがいありません。日本国憲法が基本的人権の主体として「国民」といい「何人も」というとき、そこから子どもが除かれる余地はなく、また子どもの権利条約は国際的常識としてそのことを明確にしました。

~~—<北国青森市の子どもたちは、創造性・感性豊かで忍耐強く、他者と協調し、高い正義感・倫理感を備え、何事にも一生懸命取り組むなどの特性をもっています。その反面、自己の考えを大胆に表明したり、より優れた次元を探求して行動したりすること、また自分の能力に対する自信や自尊感情をもつことは必ずしも得意でないと見られることもあります。かつて同様に子ども時代を過ごした大人は、青森の子どもがもつ良いところを一層伸ばし、少し苦手なところはそれを得意に転換することにより、この地域（まち）が発展することを心から願っています。—>~~

（＝堅すぎ？他の自治体とは違ったローカル色は出したい もう少し文学的表現に）

青森の子どもが生き生きと健やかに成長し、幸福感を体いっぱい抱いて大人になることは子どもにとって最も基本的な権利です。これを保障することはこの地域（まち）の大人・市民もまた幸福になることの土台であり、同時に、この地域（まち）が発展していくことに直結しているのです。もちろん、子どもの権利保障というときは、それが子どもの最善の利益にかなっていなければなりません。その賢明・適切な判断こそは、大人の責任に属します。

「子どもの権利保障はその地域（まち）そのものの幸福度の形である」という視点に立って、青森市子どもの最善の利益を保障する子どもの権利基本条例（青森市子どもの最善の利益原則に基づく権利保障条例）を制定します。

【4/25 児童福祉専門分科会での意見】前文について

- ・条例の名称（3案）にある「子どもと育ちあう」ということについて、前文にも書くべき。
- ・この条例がどうしてできたのかという経緯の中で、子ども宣言文も作ってきたということに触れる余地があるかもしれない。

第 1 章 総則

(目的)

この条例は、青森の子どもが毎日を生き生きと過ごし、自分らしく伸び伸びと成長・発達していくことができるよう、子どもにとって大切な**基本的権利の保障の在り方**等について定め、**本市における子どもに関する施策や個別の措置の指針を定める**ことを目的とします。

(定義)

- 1 この条例において「子ども」とは、18歳未満の者その他これと等しく権利を認めることが適当である者として規則で定める者をいいます。
- 2 この条例において「育ち学ぶ施設」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校、専修学校及び各種学校その他の施設のうち、子どもが育ち、学ぶことを目的として通学し、通所し、又は入所する施設をいいます。
- 3 この条例において「保護者」とは、親及び児童福祉法に定める里親その他の親に代わり子どもを養育する者をいいます。

(責務)

- 1 保護者、育ち学ぶ施設の設置者、管理者及び職員（以下「施設関係者」といいます。）事業者、市民並びに市は、子どもの最善の利益を考慮し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。
- 2 市は、市外においても子どもの権利が広く保障されるよう、他の公共団体等に対し協力を要請し、働きかけを行うものとします。

【4/25 児童福祉専門分科会での意見】第 1 章について

(目的)について

- ・条例の名称(3案)にある「子どもと育ちあう」というニュアンスを目的にも入れるべき。
- ・少し堅い表現になっているので、生き生きとした言葉が入るようにすべき。目黒区は「子どもたちが元気に過ごすことができるまちの実現を目指します」となっている。要するに、この条例が誰に向けたものであるかというものを考えた時、今の表現だと行政に対して向けているような感じを受ける。大人と子どもの関係を考える条例だということを、もっと市民がイメージできるような言葉が入ったほうがいいのではないか。
- ・「基本的権利保障の在り方」とあるが、権利を保障するというのが具体的にどういうことなのか具体的な言葉をいれていくべき。あるいは解説の中で説明する方法もある。
- ・「基本的権利保障の在り方」について
権利侵害されたのを回復するのは救済だが、救済は、もちろん権利の保障に含まれる。それだけではなく、侵害されないように予防するための枠組みを作ったり、侵害されそうな危険があったときに未然に防止する仕組みを作るといったことも保障になる。救済が中核にあって、その周りに保障するための仕組みや手立てといったものがあるというイメージだ。

(定義)について

- ・「育ち学ぶ施設」の定義について、幼保一体化のための総合子ども園を定める法律が成立した場合は、整理が必要。
- ・厳密に言葉の定義をする必要があるか。目黒区などのように中学生が読んである程度わかるようなものでいいのではないか。
- ・条文そのものについては馴染みやすい言葉で誰でもわかるようにして、解説文の中で、条文の定義や解釈についての説明を加えることにしたらどうか。
- ・小学生でもわかるように子どものことばで要約したものがあってもいい。

第 2 章 子どもの権利の普及

(広報及び普及)

市は、子どもの権利について、広報することなどにより、その普及に努めるものとします。

(子どもの権利の日)

- 1 市は、子どもの権利について、市民の関心を高めるため、**あおもり**子どもの権利の日(以下「権利の日」といいます。)を設けます。
- 2 権利の日は、11月20日とします。
- 3 市は、権利の日にふさわしい事業を行うものとします。

(学習等への支援)

- 1 市は、家庭、育ち学ぶ施設、地域等において、子どもが自分の権利と他人の権利を正しく学び、お互いの権利を尊重し合うことができるよう、必要な支援に努めるものとします。
- 2 市は、市民が子どもの権利について正しく学び、理解することができるよう、必要な支援に努めるものとします。

【4/25 児童福祉専門分科会での意見】第 2 章について

(広報及び普及) について

・平成 22 年度に子ども委員会で作った子ども宣言文のことも踏まえて普及していったらいいのではないか。

(子どもの権利の日) について

・この日に事業を行うということになったときに、子どもたちが何かに借り出されることになるかと思う。この日が学校の授業日であれば、子どもたちは授業を受けているわけだから、例えば、権利の日を 11 月の第 3 日曜日にすれば、大人も子どもも一緒に参加する事業も可能になる。

・子どもの権利条約の日本の発効は 5 月 22 日ですし、5 月であれば気候的にも暖かいので活動もしやすいのではないか。

・暖かいがために、様々な事業が錯綜するということもあるし、事業といっても必ずしも全市的な事業だけを意味するのではない。11月20日は市民がそれぞれの権利を確認する日ですとか、そういう意味合いをもたせることもひとつの考えだ。

・子どもの権利の日について、イベント的なことをやっている自治体もあるが、学校で権利のことについて触れるという展開を行っているところもある。

・何かイベントをやると、財政的な措置が必要になってくるので、特別なことではなくてもいい。

第 3 章 子どもの基本的権利

* 第 3 章でいう権利は、憲法、子どもの権利条約から導かれる基本的人権の子どもバージョンという性格のもの（生きる・育つ・守られる・参加する、の 4 つのジャンル）で抽象度が高い。第 4 章は現実子どもが生活する局面に応じた、より具体的・個別的権利と捉えるところに両者を区別する意義があると考えます。

したがって前者・3 章の「基本的権利」は原則として侵害が許されない。後者・4 章の個別的権利については「子どもの最善の利益」が調整原理として働くことになる。

* 札幌条例第 3 章第 8 条～第 11 条の表記「・・・（する）こと」と「・・・掲げる権利」とを敢えて逆にしてみました。4 つのジャンルを「こと」ではなく「基本的権利」とし、それを例示した部分を「こと」としてぼかしたのですが、後者も「権利」とした方が良くもかもしれません。

（子どもの基本的権利）

- 1 この章に定める権利は、子どもが成長・発達していくために、特に大切な**基本的権利**として保障されなければなりません。
- 2 **大人は子どもの基本的権利を子どもの最善の利益にかなうような仕方で保障しなければなりません。**
- 3 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重しなければなりません。

（安心して生きる権利）

- 1 子どもは、安心して生きる**基本的権利があります**。そのためには、主に次に掲げる**こと**が保障されなければなりません。
 - (1) 命が守られ、平和と安全のもとに暮らすこと。
 - (2) 愛情を持ってはぐくまれること。
 - (3) いじめ、虐待、体罰などから心や体が守られること。
 - (4) 障がい、民族、国籍、性別その他の子ども又はその家族の状況を理由としたあらゆる差別及び不当な不利益を受けないこと。
 - (5) 自分を守るために必要な情報や知識を得ること。
 - (6) 気軽に相談し、適切な支援を受けること。

（自分らしく生きる権利）

- 2 子どもは、自分らしく生きる**基本的権利があります**。そのためには、

主に次に掲げる**こと**が保障されなければなりません。

- (1) かけがえのない自分を大切にすること。
- (2) 個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること。
- (3) 自分が思ったこと、感じたことを自由に表現すること。
- (4) プライバシーが守られること。

(豊かに育つ権利)

子どもは、様々な経験を通して豊かに育つ**基本的権利があります**。そのためには、主に次に掲げる**こと**が保障されなければなりません。

- (1) 学び、遊び、休息すること。
- (2) 健康的な生活を送ること。
- (3) 自分に関係することを、年齢や成長に応じて、適切な助言等の支援を受け、自分で決めること。
- (4) 夢に向かってチャレンジし、失敗しても新たなチャレンジをすること。
- (5) 様々な芸術、文化、スポーツに触れ親しむこと。
- (6) **青森**の文化や雪国の暮らしを学び、自然と触れ合うこと。
- (7) 地球環境の問題について学び、豊かな環境を保つために行動すること。

(参加する権利)

子どもは、自分にかかわることに参加する**基本的権利があります**。そのためには、主に次に掲げる**こと**が保障されなければなりません。

- (1) 家庭、育ち学ぶ施設、地域、行政等のあらゆる場で、自分の意見を表明すること。
- (2) 表明した意見について、年齢や成長に応じてふさわしい配慮がなされること。
- (3) 適切な情報提供等の支援を受けること。
- (4) 仲間をつくり、集まること。

【4/25 児童福祉専門分科会での意見】第3章について

・参考にした他の自治体の原文(札幌)では、 - 1 について、「子どもは安心して生きることが出来ます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません」という表現で、以下に「命が守られ、平和と安全のもとに暮らす権利」などの具体的な6つの権利を掲げているのですが、この部分を、「命が守られ、平和と安全のもとに暮らすこと」というように敢えて言い換えた。同じようなスタイルで、以下の権利についても言い換えている。

第 4 章 生活の場における権利の保障

(共通の責務と役割)

A-1 市、保護者、地域住民等、施設関係者及び事業者は、生活のあらゆる場において、子どもの権利保障のため、連携・協働することで必要な支援を行わなければなりません。

A-2 大人は、子どもに対して虐待及び体罰等、子どもの権利を侵すような行為を行ってはなりません。

A-3 大人は、いじめ防止に努めなければなりません。子どもがいじめについて相談しやすいように工夫し、いじめが起きた時には、関係する子どもの最善の利益を考慮し、対応するよう努めなければなりません。

(保護者の責務と役割)

B-1 保護者は、子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任者であることを認識し、年齢や成長に応じた支援を行い、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

B-2 保護者は、子どもにとり何が最善の利益かを第一に考え、家庭が果たす役割を理解し、子どもが豊かに育つ環境確保や対応に努めるものとします。

(施設関係者の責務と役割)

C-1 施設関係者は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな成長・発達にとって重要な役割を果たすことを認識し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

C-2 施設関係者は、子どもの思いを受け止め、相談に応じ、対話などを行うよう努めるものとします。

C-3 施設設置管理者は、子どもに対して不利益な処分等を行おうとするときは、あらかじめ、子ども本人から事情等を聴く機会を設けるよう努めるものとします。

(地域住民の責務と役割)

D-1 地域住民は、地域が子どもにとって多様な人間関係を通して豊かに育つために大切な場であることを認識し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

D-2 地域住民は、あらゆる差別及び不利益を受けないように、お互いの違いを認め尊重し合う社会の形成に努めなければなりません。

(事業者の責務と役割)

- E-1 事業者は、雇用する子どもに対し、子どもの権利の保障に努めるとともに、適当な方法により、事業活動が影響力のある場合を認識し、子どもの権利に配慮した事業活動に努めるものとします。
- E-2 事業者は、従業員が、保護者や地域住民として、子どもの権利を尊重し、保障できるよう努めなければなりません。

(地域住民及び市の責務と役割)

- F-1 地域住民及び市は、地域において、子どもを見守り、子どもが安全に、安心して過ごすことができるよう努めるものとします。
- F-2 地域住民及び市は、地域において、子どもが安心して自分らしく過ごすことができる居場所づくりに努めるものとします。

(市の責務と役割)

- G-1 市は、子どもの権利保障のため、国や他の地方自治体及び関係機関と連携・協働し、子どもに対する施策を実施しなければなりません。
- G-2 市は、子どもに関する施策の実施のため、必要に応じ財政上の措置を講じなければなりません。
- G-3 市は、保護者、地域住民、施設関係者及び事業者がそれぞれの責務を遂行できるよう、必要な支援に努めなければなりません。
- G-4 市は、市政等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。
- G-5 市は、子どもにかかわる事項を検討する審議会等に関して、子どもの参加について配慮するよう努めるものとします。
- G-6 市は、子どもの参加の促進を図るため、子どもにかかわる施策、取組等について、子どもが理解を深め、自分の意見を形成することができるよう、子どもの視点に立った分かりやすい情報発信等に努めるものとします。
- G-7 市は、あらゆる差別及び不当な不利益を生じさせない、又はなくすための取組みを行うよう努めなければなりません。

家庭における権利の保障

(保護者の役割)

- 1 保護者は、子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任者であることを認識し、年齢や成長に応じて適切な指導、助言等の支援を行い、子ど

もの権利の保障に努めなければなりません。

- 2 保護者は、子どもの言葉、表情、しぐさなどから思いを受け止め、これにこたえていくよう努めるものとします。

(虐待及び体罰の禁止等)

- 3 保護者は、養育する子どもに対して、虐待及び体罰を行ってはなりません。
- 4 市は、虐待を受けた子どもの迅速で適切な救済に努めなければなりません。

育ち学ぶ施設における権利の保障

(施設関係者の役割)

- 1 施設関係者は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな成長・発達にとって重要な役割を果たすことを認識し、**専門性に基づく最善の方法で**、子どもの権利の保障に努めなければなりません。
- 2 施設関係者は、子どもの言葉、表情、しぐさなどから思いを受け止め、相談に応じ、対話などを行うよう努めるものとします。

***主として学校側から提示される最大の論点について、教員の専門性に基づく指導・助言は適法な権限であり責務であることを明記しておきます。**

(開かれた施設づくり)

- 3 育ち学ぶ施設の設置者及び管理者(以下「施設設置管理者」といいます。)は、子ども、保護者及び地域住民に、施設の運営等に関する情報を提供し、意見を聴き、協力を受けるなど、開かれた施設となるよう努めるものとします。

(いじめの防止)

- 4 施設関係者は、いじめの防止に努めなければなりません。
- 5 施設関係者は、子どもがいじめについて相談しやすいように工夫し、いじめが起きたときは、関係する子どもの最善の利益を考慮し、対応するよう努めなければなりません。

(虐待及び体罰の禁止等)

- 6 施設関係者は、子どもに対して虐待及び体罰を行ってはなりません。2 施設関係者は、虐待及び体罰を受けた子どもの迅速で適切な救済に努めなければなりません。

(関係機関等との連携と研修)

- 7 施設設置管理者は、虐待、体罰及びいじめについての相談、救済、防止等のために、関係機関等との連携に努めるものとします。
- 8 施設設置管理者は、職員に対し、虐待、体罰及びいじめについての相談、救済、防止等に関する研修の機会を設けるよう努めるものとします。

(事情等を聴く機会の設定)

- 9 施設設置管理者は、子どもに対して不利益な処分等を行おうとするときは、あらかじめ、子ども本人から事情等を聴く機会を設けるよう努めるものとします。

地域における権利の保障

(地域における市民及び事業者の役割)

- 1 市民は、地域が子どもにとって多様な人間関係を通して豊かに育つために大切な場であることを認識し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。
- 2 事業者は、雇用する子どもに対し、子どもの権利の保障に努めるとともに、適当な方法により、子どもの権利についての従業員の理解を深めるよう努めるものとします。

(地域における子どもの居場所)

- 3 市民及び市は、地域において、子どもが安心して自分らしく過ごすことができる居場所づくりに努めるものとします。

(地域における自然環境の保全)

- 4 市民及び市は、子どもが育つ環境として自然が大切であることを認識し、地域における自然環境の保全に努めるものとします。

(安全で安心な地域)

- 5 市民及び市は、地域において、子どもを見守り、子どもが安全に、安心して過ごすことができるよう努めるものとします。
- 6 市民及び市は、地域において、子どもが自分自身を守る力をつけることができるよう、必要な支援に努めるものとします。

参加・意見表明の機会の保障

(子どもの参加等の促進)

- 1 市は、市政等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。
- 2 施設設置管理者は、施設の行事、運営等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。
- 3 市民は、地域の祭などの行事、その他の文化・スポーツ活動等について、子どもが意見を表明し、参加できる機会を設けるよう努めるものとします。

* ねぶた祭、冬と雪の祭典、子どもフェスティバルの開催などを想定

(市の施設に関する子どもの意見)

- 4 市は、子どもが利用する市の施設の設置及び運営に関して、子どもの参加について配慮し、適切な方法で子どもの意見を聴くよう努めるものとします。

(審議会等への子どもの参加)

- 5 市は、子どもにかかわる事項を検討する審議会等に関して、子どもの参加について配慮するよう努めるものとします。
- 6 前項の審議会等は、適切な方法で子どもの意見を聴くよう努めるものとします。

(子どもの視点に立った情報発信等)

- 7 市民及び市は、子どもの参加の促進を図るため、子どもにかかわる施策、取組等について、子どもが理解を深め、自分の意見を形成することができるよう、子どもの視点に立った分かりやすい情報発信等に努めるものとします。

子どものそれぞれの状況に応じた権利の保障

(お互いの違いを認め尊重する社会の形成)

- 1 市民は、子どもが、障がい、民族、国籍、性別その他の子ども又はその家族の状況を理由としたあらゆる差別及び不当な不利益を受けないように、お互いの違いを認め尊重し合う社会の形成に努めなければなりません。
- 2 市は、前項の差別及び不当な不利益を生じさせない、又はなくすための取組を行うよう努めなければなりません。
- 3 市は、前項の取組を行う際には、次のことなどに配慮しなければなりません。

- (1)障がいのある子どもが、尊厳を持って生活し、社会に参加すること。
- (2)子どもが、つがる・青森の生活、歴史、言葉（方言）、文化等を学ぶこと。
- (3)外国籍等の子どもが、必要に応じて日本語を学ぶとともに、自分の国、言語、文化等を学び、表現すること。
- (4)子どもが、性別による固定的な役割分担にとらわれないこと及び性的少数者について理解すること。

子どもの育ちや成長にかかわる大人への支援

（保護者への支援）

- 1 市は、保護者が安心して子育てをすることができるよう、必要な支援に努めるものとします。
- 2 事業者は、従業員が安心して子育てをすることができるよう、配慮に努めるものとします。

（育ち学ぶ施設の職員への支援）

- 3 施設設置管理者は、職員が心に余裕を持って、子どもと十分にかかわることができるよう、必要な職場環境の整備に努めるものとします。
- 4 施設設置管理者は、職員に対し、子どもの権利についての理解を深めるための研修の機会を設けるよう努めるものとします。

（市民の地域での活動の支援）

- 5 市は、子どもの権利の保障に関する活動を行う市民と連携するとともに、子ども会などの地域活動を支援するよう努めるものとします。

【4/25 児童福祉専門分科会での意見】第 4 章について

コンパクトに整理できないかなど

- ・「共通の責務と役割」については、他の自治体の条例を見ると、「どここの施設でいじめを行ってはいけない」というように、それぞれの施設や場面ごとに、いじめや体罰、虐待などが張り付けられていることが多いが、場面ごとではなく、最大公約数的なものを初めに挙げ、それぞれの場面や施設をほぼカバーできるという形をとった。
- ・「地域住民の責務と役割」については、「地域住民」ではなく「市民」という言い方をしている場合もあるので、市民といったほうがいいのであれば、そういう表記もできる。
- ・住民と市に共通する責務と役割については、「住民及び市の責務と役割」ということにしているが、記載の無い自治体も多いので、カットしたり、別な形で反映させることも可能だ。
- ・「市の責務と役割」については、札幌の条例をみても非常に長いので、それをもっとまとめた形にしてみたが、もう少し具体的にきめ細かくまとめたほうがいいという考えもあるかと思うので、もう少し検討を要する。
- ・目黒区の条例は、コンパクトな構成になっていて、第 4 条が大人の役割ということで、この中に、札幌市の第 4 章にあたる部分が収まっている。もう少し簡略に、分かりやすい表記のほうがいいのではないか。
- ・「地域住民の責務と役割」、「地域住民及び市の責務と役割」、「市の責務と役割」というように、同じことが何度も重なって出てきているが、もう少し簡単にできないか。
- ・第 4 章は、生活の場における権利の保障だが、実際は大人の役割の部分だと思うので、そのような観点でまとめたほうが分かりやすく、コンパクトになる。
- ・3 章、4 章は一緒にできないか。

「～必要に応じ財政上の措置を講じなければなりません」について

- ・G-2「市の責務と役割」の部分に、「市は、子どもに関する施策の実施のため、必要に応じ財政上の措置を講じなければなりません」とあるが、既に子ども総合計画に基づく施策があって、財政上の措置をしているが、この条文の趣旨が曖昧だ。
- ・敢えて、「財政上」と言わなくても、子どもに関する施策の充実に努めるなどのもっと広い意味での表現が別の場所に書かれていると思うので、そのように書かなくてもいい。責務と役割の部分については、全体的にもう少しコンパクトにしていければいい。

地域性のある内容について

- ・-3「子どもの参加等の促進」で、青森というローカルティーに即した表現を何か入れるかということで、地域性のある祭りなどの行事やスポーツと結び付くようなことや、-3「子どものそれぞれの状況に応じた権利の保障」では、つがる・青森の生活や歴史などについて、条例の中ではいらなくとするのかどうかというのも 1 つの視点だ。

学校との関わりについて

- ・生徒指導の先生方から聴き取りを行った際も、子どもの権利条例が制定されることによって、生徒指導上いろいろとやりにくくなるのではないかという懸念があるということだったが、むしろ、この条例があることによって、子どもたちの成長・発達、あるいはもっと言えば、学ぶ権利が保障されるためにこそ、適切な指導が必要だということで、誤解を解く必要があるかと思う。
- ・生徒指導の先生方は、非常に一面的な捉え方をしているという感じだったが、それもやむを得ないと思う。特に印象的だった意見は、保護者や子どもたちとの関わりにおいて、先生という立場が弱い立場にあるということ強調していて、気持ちは理解できるが、決してそんなことはないと思ふ。むしろ、そういったことを打開するために子どもの権利条例があるということも言っていかなければいけない。
- ・生徒指導の先生方の発言が、子どもたちや親の実態を踏まえたものではなくて、むしろ、日頃自分たちが体験していることからのみ話をしてきた。
- ・保護者や子どもたちに対する先生方の立場が非常に困窮しているということがある。条例ができた時に、そういうことが助長されるのではないかと先生方は感じていたので、そういったことを先生方に説明する時間や機会が必要だ。
- ・この条例ができたことによって、今後どのように変わっていくのかということが現場の先生にとっては非常に見えにくく、現時点では条例ができることがプラスの方向に働くとは考えていない。
- ・第 3 章の「子どもの基本的な権利」の -2 で、「大人は子どもの基本的権利を子どもの最善の利益にかなうような仕方でも保障しなければなりません」とした意図は、わがままを助長することは最善の利益でも権利保障でもなく、子どもにとって必要な指導はしなければいけないという意味合いからだ。第 4 章の「育ち学ぶ施設における権利の保障」の「施設関係者の役割」の -1 では、「施設関係者は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな成長・発達にとって重要な役割を果たすことを認識し、専門性に基づく最善の方法で、子どもの権利の保障に努めなければなりません」ということで、先生方に子どもの権利保障の義務があるということだが、それは、専門性に基づくやり方で保障するという一方で、先生には専門性があるから、自信を持って指導していいということでのこのような表現にした。決して指導がしづらくなるということではないという文言をどういう形で入れたらよいか。

【4/25 児童福祉専門分科会での意見】第 4 章について

学校との関わりについて

- ・大人の役割と責務のほかに、子どもの役割と責務についても入れたほうがいい。子ども委員が作った子ども宣言文の中にも、私たちがすることという表現があったので、そういう内容についても入れたほうがいい。
- ・つまりそれは、第 3 章の「子どもの基本的人権」の - 3「子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重しなければなりません」というような表現だけでは足りないのもう一步踏み込んだ表現にしたほうがよいということですね。
- ・清掃活動は、自分の身の回りはきちんと整頓しなくてはいけないということを躡けていくことになるが、子どもだからトイレ掃除はさせなくてもいいのではないと言われることがあっても、教育上は身の回りのことであれば、多少汚れる部分や汚いところもやらせなくてはいけない。そういった時に、なんで子どもにトイレ掃除までさせるのかとか、やるのであればゴム手袋をさせればいじやなかなどということを親から言われる場合もあるが、我々が、子どもにも、ある程度社会に対して奉仕しないとだめだということなどを教育上指導していくときに、子どもとしても社会のために、やれる範囲で自ら何かをやりましょうという指導は必要だ。
- ・それが教師の専門性ということだ。指導の現場では、子どもたちにもそういう責任があるという言葉を使ってもいいと思うが、それを義務という必要はない。道徳教育の中では責任や義務という言葉も出てくると思うので、教育指導の中で使う言葉ではあるけれども、条例の中でその言葉を出す必要があるかどうかということだ。専門性というのが学校という全体を集約できるものであると考えているが、学校や教師の専門性について書いている条例はなかなかないが、ここがポイントということであれば、何らかの形で条例に出してもいいのではないか。
- ・その専門性というのも、子どもたちの納得や合意というものが無ければ、一方的な抑圧になってしまう。先ほどのトイレ掃除の話にしても、汚いことは嫌だろうけども、きれいにすれば気持ちいいじゃないかということのみんが理解できるかということが大事なところだ。ただ、どうしてもやりたくないというのを強制することはできない。子どもの権利条例のある無しに関わらずそういうことになるのだから限界もある。
- ・全体の利益と個人の権利ということで、全体の幸せを考える場合に、場合によっては個人の権利が制限されるということも、権利にまつわる問題ではあるが、個人の対等な権利だけで話をしていくと、例えば授業を受けない権利もあるし、授業を受けたい権利もあるというように、生徒同士の話になってしまうが、ここは教室であって勉強をする場だから、全体を維持するためには邪魔をしない方がいいという言い方のほうが、先生方としてはピンとくるのではないか。
- ・生徒指導の先生方の話で出た事例ですが、プレスレットをするという宗教上のものがあって、でも、学校の規律としては違反になるということで、宗教の自由という面では認められるけれども、学校という場面ではそれが認められるのかということだ。
- ・その部分で、どういう折り合いを付けていくのかということを考えていく必要がある。
- ・校歌や国歌を宗教上歌えないということを保護者から言われれば、学校としては、それを認めて、歌わなくていいという柔軟な対応を取るが、そのことによって、その子どもが周りから、なぜ歌わないのかということはいじめの対象にならないように、配慮していく必要も出てくる。

第 5 章 子どもの権利の侵害からの救済

(相談及び救済)

市は、次条第 1 項に定める子どもの権利擁護委員によるもののほか、子どもの権利の侵害に関する相談又は救済について、関係機関等と相互に協力・連携を図るとともに、子ども及びその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めなければなりません。

(子どもの権利擁護委員の設置など)

- 1 市は、子どもの権利の侵害について、迅速かつ適切に対応し、その救済を図るため、青森市子どもの権利擁護委員（以下「委員」といいます。）を置きます。
- 2 委員は、3 人以内とします。
- 3 委員は、人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が選びます。
- 4 委員は、任期を 2 年とし、補欠者の任期は前任者の残りの期間とします。但し、再任されることができます。
- 5 委員は、任期の満了以外には、その意に反して職を解かれません。但し、市長は、委員が心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき、又は委員としてふさわしくない行為があると判断したときは、その職を解くことができます。

(委員の仕事)

- 1 委員の仕事は、次のとおりとします。
 - (1)子どもの権利の侵害について、子ども又はその関係者から相談を受け、その救済と権利の回復のために、必要な助言及び支援を行うこと。
 - (2)権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。
 - (3)権利の侵害を受けている子どもについて、緊急を要すると認めるときに、その救済のために、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。
 - (4)調査の結果、必要と認めるときに、子どもの権利を侵害したものに対し、是正措置を講ずるよう勧告したり、制度などの改善を要請したりすること。
 - (5)勧告や要請を受けたものに対し、是正措置や制度などの改善の状況などの報告を求めること。また、その内容を申立人などに伝えること。
- 2 委員は、その仕事を行うに当たっては、次のことを守らなければなりません。
 - (1)仕事上知ることができた秘密を漏らさないこと。委員の職を離れた後も同様と

します。

- (2)申立人などの人権について十分に気を配ること。
- (3)取り扱う内容に応じ、関係機関などと協力して、その仕事を行うこと。

(申立ができること)

-1 救済の申立てができることは、子どもの権利侵害に関することとします。但し、次のことは、申立てをすることができません。

- (1)裁判所で係争中のこと又はその判決などのあったこと。
- (2)不服申立中のこと又はその採決などのあったこと。
- (3)市議会などに請願、陳情などを行っていること。
- (4)委員の活動に関すること。

(委員への協力)

- 1 市の機関は、委員の独立性を尊重し、その仕事を積極的に支援しなければなりません。
- 2 保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、委員の仕事に協力するよう努めなければなりません。

(勧告や要請への対応)

- 1 市の機関は、委員から勧告や要請を受けたときは、速やかに勧告や要請に応じ、その対応状況などを委員に報告しなければなりません。
- 2 市の機関以外のものは、委員から勧告や要請を受けたときは、速やかに勧告や要請に応じ、その対応状況などを委員に報告するよう努めなければなりません。

(勧告や要請などの内容の公表)

- 1 委員は、必要と認めたときは、勧告や要請、その対応状況などの報告の内容を公表することができます。
- 2 委員は、勧告や要請、その対応状況などの報告の内容を公表するときは、個人情報などの保護について十分に気を配らなければなりません。

(委員に関する広報など)

市は、子ども、市民及び育ち学ぶ施設の関係者にこの条例の主旨及び内容を広く知らせるとともに、子どもが委員への相談及び救済の求めを容易に行うことができるよう必要な施策の推進に努めるものとします。

【4/25 児童福祉専門分科会での意見】5 章について

救済機関のネーミングについて

- ・擁護委員のネーミングだが、札幌市では「子どもの権利救済委員」、目黒区などでは「子どもの権利擁護委員」と言っている。擁護委員と言うと、人権擁護委員と紛らわしいのではないかとということもあるが、救済委員というと、言葉として強すぎるのではないかと気もして、擁護委員とした。
- ・救済というところある程度限定されたイメージもあるので、より受け入れやすいということで考えると擁護という表現でいいのではないか。

調査委員及び相談員を置くことについて

- ・札幌市では救済委員を補助する役割の調査委員及び相談員を置くということになっていて、組織的なものを想定しているが、果たして青森市でそこまでできるのかということもあって、コンパクトで簡略的な組織でやるということを考え、起草案では調査員と相談員の部分についてはカットした。
- ・救済委員については、札幌市や川西市のように相談員や調査員などを置いて、大きい組織にしているところもあるが、このようなことは、やはり、相当な覚悟が無ければできない。
- ・権利侵害のように大事にならないようなことも受け付けて、それを調整して関係を改善していくように働き掛けるようなこともやるには、相談員や調査員の役割をする人もいないと、気軽に相談することはできない。

事務局をどのように位置付けるか

- ・相談を受ける窓口は委員とは別に置く必要があるのでは、事務局的な組織がどこかにあって、そこで一旦相談を受けて、それについて委員の方が検討したり、関係機関との調整を図るといったイメージなのではないかと思う。事務局がいなければ機能しない。
- ・既存の調整機関と、良い距離感を取りながら調整していくためには、事務局をどこに位置付けるかということで、市長部局の中に位置付けるのか、教育委員会の中に位置付けるのかということを見ると、当然その部局のトップとの関係や、位置付けした部局の方針によって、中立の立場は取りづらくなると思われる。川西市の実践を見ると、最初はどこかの部局の中に位置付けていたものが、様々な議論をしていく中で、市長直属の第三者機関として位置付けをした。そのことによって、中立的な立場でこの機関とも同じような利害関係で動くことができるので機能しているということがある。
- ・委員について、職によっては兼任ができないよう規定されている場合もある。そういった規定まで条文に載せたほうがいいのか。こういうことを別に定めるという方法もある。
- ・別に定めるということは、便利ではあるが、条例を検討している我々の意見の及ばない所でどうでもすることができる。条例の中に入れるか、別に定めるとかということについては判断が分かれるところになると思うが、最低限、事務局を設けるといことと、その事務局の位置付けがどこになるのかということについては、条例の中にしっかりと置かなければいけない。

救済機関ができることが学校等にとってどんな意味があるのか

- ・学校であれば、最近この子は風呂に入っていないのではないかとか、家で食事を食べさせてもらっていないのではないかと場合には、まずは地域の民生委員や児童委員に相談したり、家庭訪問してみたり、児童相談所に相談したりと、そのようなルートがあるわけですが、そういう場合の相談と、権利擁護委員へ相談することとの違いがよく分からないと、なかなか機能しないのではないかと思う。この制度ができることで、学校での虐待への対応はこれまでと変ることになるのか。
- ・従来のシステムの中で、うまく機能していない部分をフォローアップしていくような感じだ。今だと、子どもたちの声をキャッチしてくれる所があまり無い。そういう部分を公的にキャッチしようというものだ。
- ・いろいろな既存の組織がある中でも、隙間があったり、動きが悪かったりする部分はどうしてもあるわけで、相談したけど何も動いてくれないというような不満も、こういう所に持ち込めるようにしてはどうかと思う。
- ・児童相談所の動きがあまりにも悪いというのであれば、それに対して勧告するとか、そういうこともあり得る。そういう権限を持たせるということになる。動けない事情があるというのであれば、それを持ち帰ってもらう少し様子を見ようということによってパイプ役をするとか、そういうことも当然やることになる。
- ・児童相談所に相談に行っても、何か問題が起きなければ動けないと言われることがある。
- ・先ほど保障ということについて議論があったが、その中には予防的な側面もあった。予防の部分も含めてこの条例が存在するのであれば、既存の部分と予防の部分を取り入れた形の位置づけというものもある。
- ・実行力をもつ組織が、既存のものとはぶつかり合うようなことが無いだろうかということと、現在ある仕組みだけでは、そこから漏れてしまっているものもあるのだということと、こういうものを作った方がいいが、何の効力があるのかということまで踏み込んで考えたほうがいい。
- ・児童相談所に相談し、相談所から家庭に人が行ったときに、家庭から拒否されてしまえば踏み込むことができないこともある。だから、ネットワーク的なものが無いと本当に助けを必要としている子どもを救えないのではないか。

【4/25 児童福祉専門分科会での意見】5 章について

その他

- ・川西市などがどれぐらいの実績があるかとかいうところも気になる。
- ・どういう規模でどのぐらいの人数を置くのかということについては議論していく必要がある。
- ・委員については、非常勤の職員という位置付けということでいい。あとは事務局を専任で置くということになる。委員は弁護士だけではなく、川西市などの例では心理系の方とか、大学の先生なども入っている。

第 6 章 施策の推進

(施策の推進)

- 1 市は、子どもにやさしいまちづくりを推進するため、子どもの権利に配慮した施策を進めるものとします。

(推進計画)

- 1 市は、前条の施策を進めるに当たっては、総合的な推進計画を定めるものとします。
- 2 市は、前項の推進計画を定めるに当たっては、子どもを含めた市民や権利委員会の意見を聴くものとします。

【4/25 児童福祉専門分科会での意見】6章について

- ・ -1 に「子どもにやさしいまちづくり」とあるが、参考にした札幌市では、前文の中で「子どもにやさしいまちづくり」という言葉があるので、この言葉が前文と総則にリンクする必要がある。

第 7 章 子どもの権利の保障の検証

(子どもの権利検証委員会の設置等)

- 1 市は、子どもの権利に関する施策の充実を図るとともに、子どもの権利の保障の状況を検証するため、青森市子どもの権利検証委員会（以下「検証委員会」といいます。）を置きます。
- 2 検証委員会は、前条第 1 項の推進計画について意見を述べるほか、市長その他の執行機関の諮問に応じ、又は必要があるときは自らの判断で、子どもに関する施策における子どもの権利の保障の状況について、調査し、審議します。
- 3 検証委員会は、15 人以内の委員で組織します。
- 4 委員は、人権、福祉、教育等の子どもにかかわる分野において学識経験のある者及び 15 歳以上の子どもを含む市民のうちから市長が委嘱します。
- 5 委員の任期は、2 年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- 6 委員は、再任されることができます。
- 7 前各項に定めるもののほか、検証委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定めます。

(答申等及び市の措置)

- 1 検証委員会は、前条第 2 項の諮問を受けたとき、又は自らの判断で調査し、審議したときは、その結果を諮問した執行機関又は必要と認める執行機関に答申し、又は報告します。
- 2 検証委員会からの答申又は報告を受けた執行機関は、これを尊重し、必要な措置を講ずるものとします。

【4/25 児童福祉専門分科会での意見】7 章について

検証委員会の中で子どもをどう位置づけるか

- ・この中では - 4 がポイントになる。検証委員会の中に 15 歳以上の子ども自身が入るということで、これは、札幌の条例をベースとしている。子どもが入るかどうかは、子どもは子どもで委員会を別に作るということもある。青森市の子ども委員会議のようなものを別に条例の中に設定するか、大人と一緒にというスタイルがいいか、どちらかということになる。
- ・たたき台の中で抜けているのは、子ども委員会議の位置付けについてだ。たたき台の参考としている札幌市の例では、大人と子どもがジョイントする検証委員会というスタイルを取っているの、そこが青森市に照らし合わせたときに考えが抜けていた。

新たな組織を作る必要はあるか

- ・検証委員会設置の意義は分かるが、実効性があるのかよく分からない。児童福祉専門分科会、子ども委員会議もある。既存の組織で検証して行けるのではないか。全般的な検証を行う委員会はわざわざ設置する必要が無い。
- ・子ども総合計画の第 3 項で、子どもの意見表明の機会づくりと子どもに関する施策への子どもの参加のところでは、子ども委員会がそうしたことをやっていくのだと、そして、児童福祉専門分科会と連携してそういう活動をしていくというような表現になっているので、ここの部分でそのように既存の部分でやっていくと読めるのではないか。

その他

- ・権利検証委員会自身が、6 章で言っている計画を作る段階でも関わり、そして、同じ委員会が第 7 章の検証もするというので、一つの委員会が両方行うということで、分離していないスタイルですが、敢えて分離させて、計画を作るところと検証するところは別であるべきだという考え方もある。
- ・名称についても、計画を作っているところで検証委員会と言うのは変だ。名称についても検討が必要。